

## 患者等搬送事業者の利用をお願いします。

近年、救急車の出場件数は増加傾向にあり、救急隊の現場までの到着時間が遅くなっています。救急車の台数には限りがありますので、救急車を安心して利用するために、適正利用に協力をお願いします。

救急車を利用するほどではないが、移動手段がないなどの場合には、患者等搬送事業者をご利用ください。

## 患者等搬送事業者とは？

患者等搬送事業者とは、緊急を要しない患者等が医療機関への通院や入退院及び転院、社会福祉施設等への送迎に際し、ストレッチャーや車椅子を用いての移動手段を提供する事業者をいいます。

## 患者等搬送事業者の認定について

西諸広域行政事務組合消防本部では、民間による搬送用自動車を使用した患者等搬送事業者を対象とし、一定の要件を満たした事業者に対して認定を行っています。

認定の対象となる患者等搬送事業者は、道路交通法に定める次の方々です。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

※24時間の乗務員講習を修了した方（若しくは看護師、救急救命士等）が乗務員です。

認定を受けた事業者の搬送用自動車には、応急手当や搬送法について講習を修了した乗務員が乗車し、応急手当に必要な資器材を積載しています。

※救急車と同様の処置等は実施できません。

## 西諸広域行政事務組合消防本部認定の患者等搬送事業者一覧

事業所名	連絡先
福祉タクシーきずな(ストレッチャー・車椅子)	電話 0984-44-2707

※ご利用は有料となりますので、料金・サービスに等については、直接事業者へ問い合わせください。